

バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験

1. 総則

バス及びトラックの洗浄液噴射装置試験の実施にあたっては、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）別添「バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準」の規定及び本規定によるものとする。

2. 試験条件

供試体は、正常な整備状態とする。

3. 測定及び確認項目

この試験で測定及び確認する項目は、次のとおりとする。

3.1 洗浄能力試験

(1) 洗浄液噴射装置及び窓ふき器により、前面ガラスの外表面の洗浄かつ払しょくされた部分の面積（以下「洗浄面積」という。）

(2) 窓ふき器により払しょくされる領域（以下「払しょく対象面積」という。）に対する洗浄面積の割合

3.2 噴射性、耐拘束性試験

技術基準3.4に規定するそれぞれの試験を行ったときの噴射性及び耐拘束性（耐拘束性試験の場合に限る。）の有無

4. 測定値の取扱い

測定値等の取扱いは、次による。

(1) 面積（ cm^2 ）の測定値は、整数位までとし次位を四捨五入すること。

(2) 面積の割合（%）の計算は、小数第 1 位までとし次位を切り捨てること。

5. 試験記録及び成績

試験記録及び成績は、附表の様式に記入する。

5.1 当該試験時において該当しない箇所には斜線を引くこと。

5.2 記入欄は、順序配列を変えない範囲で伸縮することができ、必要に応じて追加してもよい。

付表

バス及びトラックの洗浄液噴射装置の試験記録及び成績

試験期日 年 月 日 試験場所 試験担当者

1. 試験自動車

車名・型式(類別) 車台番号
 窓ふき器形式 窓ふき器個数
 洗浄液噴射装置形式 洗浄液タンク容量 1
 洗浄液噴出口個数

2. 試験結果

(1) 洗浄能力試験

払しょく対象面積 (A)	洗浄面積 (B)	洗浄率 (B) / (A) × 100
cm ²	cm ²	%

(2) 噴射性、耐拘束性試験

① 耐拘束性試験

耐拘束性 : 適 ・ 否 噴射性 : 適 ・ 否

② 凍結強度試験

噴射性 : 適 ・ 否

③ 凍結・解氷繰り返し試験

噴射性 : 適 ・ 否

④ 低温作動試験

噴射性 : 適 ・ 否

⑤ 高温放置試験

噴射性 : 適 ・ 否

⑥ 高温作動試験

噴射性 : 適 ・ 否

備考
